

令和8年2月16日
教育・学習の質向上に向けた新たな
評価の在り方ワーキンググループ
資料1-1より

「新たな評価」の検討状況について

目的

「新たな評価」制度を通じて「教育の質」を見える化し、

- ① 高等教育機関として**当然に求められる教育の質を確実に保証**すること（**質保証の徹底**）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるための**教育の質向上を後押し**すること（**質向上の促進**）
- を両立させ、大学の教育の取組や成果を社会に分かりやすく示すことを目的とする。

質保証の責任は一義的には大学にあることから、**大学全体として質保証されているかを確認、評価**するが、その中でも「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である**学部における教育活動を****確認し、評価していくことが必要。**

大学全体の評価

大学の教育研究、組織運営及び 施設設備の総合的な状況

- ✓ 質保証の責任は一義的には大学にあることから、**大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価**する。
- ✓ 従来の自己点検・評価すべき事項からの精選・簡素化を図るとともに、提出する資料は大学が新たに作成するものではなく、既存の資料を基本とする。

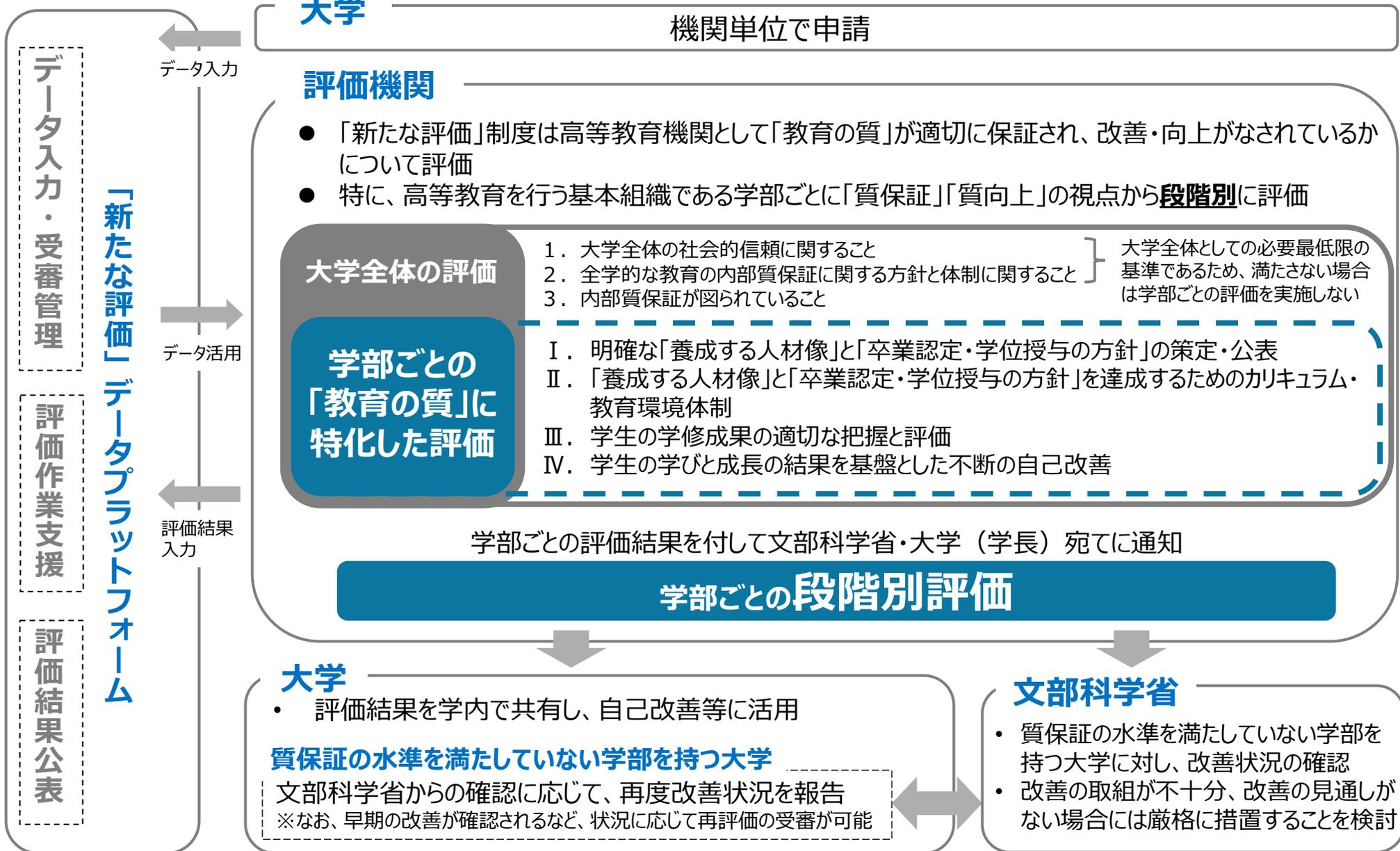
学部ごとの「教育の質」に特化した評価

- ✓ 学部等において法令等で求められる水準に達しているかを厳格に判断することで教育の**質保証の徹底**を図る。
- ✓ 学生一人一人の能力を最大限高めるために、**教育水準を向上**させているかを評価。
- ✓ 教育活動の水準向上のための取組を通じて**教育成果（アウトカム）**が出ている学部等を高く評価することで、高等教育全体としての教育の**質向上の促進**を図る。



学部の **段階別評価**

評価の流れ・評価機関が担う役割について



※ 評価の過程もしくは評価結果が出た後において虚偽報告や重大な社会的倫理に反する事項が発覚した場合は、評定を保留ないし評定を取り消すこととする³

大学全体で評価する事項（案）

質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
また、1、2は大学全体としての必要最低限の基準であるため、満たさない場合は学部ごとの評価を実施しない。

※ 1、2についてはデータプラットフォームも活用し、簡素な評価を想定。

評価基準	判断例
1 大学組織の社会的信頼に関すること	<ul style="list-style-type: none"> □ 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って大学運営なされている □ 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしている <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないよう配慮するとともに、必要な教員数が確保されていること ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等に実施していること（もしくは実施していることを確認していること） ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等が備えられていること ・ 必要な大学情報を社会に公表していること
	【根拠資料例】法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）
2 全学的な内部質保証に関する 手続及び体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> □ 適切な内部質保証のための全学的な手続が明らかにされている □ 全学的な内部質保証を行うための適切な体制が整備されている
	【根拠資料例】全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程
3 大学の目指すべき方向性 向け、点検・評価行い、 内部質保証が図られていること	<ul style="list-style-type: none"> □ 中長期計画など、大学として目指すべき方針が示されている □ 内部質保証手続に基づいて、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価が行われている □ 自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援が適切に行われ、質保証がなされている
	【根拠資料例】大学のビジョン、大学の中長期計画等、大学が定期的に行っている自己点検に関する資料

※ 全学的な特色ある教育の取組については、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況として資料を提出することも可能とするが、学部等において「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に紐づき有機的に機能しているかという点を学部ごとの評価の「質向上の取組」において評価する。

学部等単位の段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

- ✓ 学部等単位の教育の質を評価するにあたっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価。

質保証：法令等（※）に基づき高等教育機関として当然に求められる水準（※）を備えていること

（※）学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等

質向上：（質保証を前提として）学生一人一人の能力を最大限高めるために、教育水準を向上させていること

- ✓ 学部等単位の段階別評価は

「高等教育機関としてふさわしい水準に達していない学部等」

「高等教育機関としてふさわしい水準に達している学部等」

「傑出した取組等を通じて教育成果を上げている学部等」

という3段階を基本として検討。

高等教育機関として
ふさわしい水準に達して
いない学部等

高等教育機関としてふさわしい水準に達している学部等

傑出した取組等を通じて
教育成果を上げている学部等

- ✓ **質保証**の水準に達しているかで判定。

- ✓ 具体的には、学部等単位の評価項目で**1つでも満たさない項目がある場合は「高等教育機関としてふさわしい水準に達していない学部等」として判断**する。



- 高等教育機関として求められる水準に達していないおそれがあることから、**文部科学省においてその後の対応を実施**することを検討
- 当該評価を受けた場合は**ペナルティ等**を検討

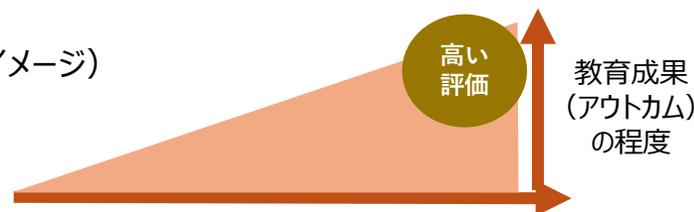
- ✓ **質向上**のための取組が傑出しており、かつ教育成果（アウトカム）を上げているかで判定。

- ✓ 具体的には、**エビデンスを伴う質向上のための傑出した取組と取組等を通じた教育成果（アウトカム）の程度を総合的に勘案して判断**する。

- 当該評価を受けた学部等に対しては**インセンティブ**を検討

（高い評価のイメージ）

エビデンスを伴う
取組状況



- ※ 例えば、取組が優れているものの傑出した成果までは出ていない学部等を評価するなど、更に段階を増やす必要があるかは要検討

学部ごと「教育の質」に特化した評価基準・項目等について

- ✓ 評価基準については、**4つの評価の基本的な方針のもと、7つの評価基準、15の評価項目**で整理。
- ✓ 評価にあたり、
「**質保証の視点**」については、各評価基準・項目において、根拠資料をもとに**高等教育機関としてふさわしい水準に達しているかを厳格に判断**してはどうか。

「**質向上の視点**」については、評価の基本的な方針や評価基準・項目を踏まえた上で、**エビデンスを伴う質向上のための傑出した取組と教育成果（アウトカム）**に関して、質保証の視点で提出する資料も踏まえて、**各学部等で明示・記載してもらい総合的に勘案して評価**してはどうか。

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表		
評価基準①	評価項目	⇒質保証の視点
評価基準②	評価項目	⇒質保証の視点
II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制		
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目e	⇒（各評価項目の）質保証の視点
評価基準②	評価項目a	⇒質保証の視点
	評価項目b	⇒質保証の視点
III. 学生の学修成果の適切な把握と評価		
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目c	⇒（各評価項目の）質保証の視点
評価基準②	評価項目	⇒質保証の視点
IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善		
評価基準①	評価項目a	⇒質保証の視点
	評価項目b	⇒質保証の視点

質向上の視点

- 「評価の基本的な方針」の要素を踏まえた上で、質向上のための傑出した取組をエビデンスもって示しているか。
- （傑出した取組等を通じて）教育成果（アウトカム）を上げていることを根拠を示して説明できているか。

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<p>＜評価基準①＞ 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会にわかりやすく掲げているか</p>	<p>＜評価項目＞ a. 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること</p>	<p>＜質保証の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「養成する人材像」が学位にふさわしく、大学・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有され、社会に対して発信されているか。
<p>＜評価基準②＞ 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」（DP）において示しているか</p>	<p>a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「卒業認定・学位授与の方針」（DP）で示されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPが分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものになっているか。

II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

<評価基準①>	<評価項目>	<質保証の視点>
「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか	a. 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)が策定されていること	<ul style="list-style-type: none"> DPと整合性があるCPが定められているか。
	b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)と「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていること	<ul style="list-style-type: none"> 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されているか。
	c. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則してカリキュラムが体系的に編成され、ふさわしい授業科目を開設していること	<ul style="list-style-type: none"> CPに照らしてカリキュラムが体系的に編成されているか。 カリキュラムを編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。 シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」が明示されているか。 学位にふさわしい授業科目が開設されているか。 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数が適切に定められているか。
	d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者が授業担当として配置されていること	<ul style="list-style-type: none"> 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等が配置されているか。
	e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、必要な資質・能力を測るために「入学者受入れの方針」(AP)が適確に定められ、入学者選抜方法が明確に示されていること	<ul style="list-style-type: none"> 適確なAPが定められ、それに沿った入学者選抜方法が示されているか。
<評価基準②> 施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか	a. 学修支援に関する大学としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生が確認できていること	<ul style="list-style-type: none"> 学修支援に関する適確な方針・体制があり、留学生や障害を持った学生など個々のニーズに合った情報提示が行われているか。
	b. 学修環境が整備されているとともに、必要な情報を学生が確認できていること	<ul style="list-style-type: none"> 校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

Ⅲ. 学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①> 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか	<評価項目> a. 卒業の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること	<質保証の視点> <ul style="list-style-type: none"> 卒業の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、1年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することになっていない。
	b. 授業の単位認定が適切に行われていること	<ul style="list-style-type: none"> 単位認定が適切に行われているか。
	c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」(DP)の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること	<ul style="list-style-type: none"> DPの到達度を把握するために適確な直接評価と間接評価を実施しているか。
<評価基準②> 在学中の学修成果の結果が、大学・学部に掲げる「養成する人材像」につながっているか	a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会に示していること	<ul style="list-style-type: none"> 「養成する人材像」やDPに見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。

Ⅳ. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<評価基準①> 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか	<評価項目> a. 教育改善のための体制が構築されていること	<質保証の視点> <ul style="list-style-type: none"> 教育改善を図るための体制があり、運用されているか。
	b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること	<ul style="list-style-type: none"> 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

「質向上の視点」による評価

質向上の視点による評価は、**エビデンスを伴う質向上の傑出した取組を通じた教育成果（アウトカム）**を総合的に勘案して評価する。

✓ 「評価の基本的な方針」の要素を踏まえた上で、質向上のための傑出した取組をエビデンスをもって示しているか。

（明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例）

- 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性をもって定められている。
- 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

（「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制の整備に係る取組例）

- 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定している。
- カリキュラム全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位のカリキュラムとなるよう高いレベルの創意工夫が行われている。
- DPと授業科目との対応関係が学生にわかりやすい形で体系的に示されている。
- 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制が整備されている。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- 大学の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- DPの到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要事業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価が行われている。
- 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組が行われている。

✓ （傑出した取組等を通じて）教育成果（アウトカム）を上げていることを根拠を示して説明できているか。

＜教育成果（アウトカム）の例＞

- 学生の高い満足度や成長実感を示すデータ
- 直接評価、間接評価を適切に組み合わせ、学生がDPに示された資質・能力を身に付けていることを明確に示すデータ
- 学生の就職状況、進学率、専門分野の進路と高い関係性があるかなど、DPに沿った人材輩出を示すデータ
- 企業アンケート等を活用した卒業生の活躍状況や人材育成の社会への貢献に関するデータ

段階別評価の対象の考え方（案）

- **段階別評価の対象は、学部**（短期大学の場合は学科）**を原則**とする。
- **評価機関は**、学部で授与する学位の分野をもとに**以下の21の学位の分野を踏まえた評価員を集め、ピア・レビューを実施**する。
- このため、「新たな評価」の受審までに、全大学等の**学部で授与する学位の分野を確認する必要がある**（設置時の学位の分野を想定）。

※学部ごとの評価においては、先行して独自に実施されてきた分野の評価や分野別認証評価の取組状況を踏まえて検討する。

《想定する学位の分野》 ※学位の種類及び分野の変更等に関する基準に定める学位の分野

- ①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係
- ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係
- ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護関係）
- ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
- ⑲保健衛生学関係（看護関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

評価結果の公表について

具体的に以下のような方向性で「評価結果の公表」について進める。

評価結果の公表の仕方について

- 評価結果については、データプラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるようにする。

公表の内容について

- 評価結果、そのように判断した評価の具体的な内容を記載する。評価の具体的な内容についてはポイントをわかりやすく示す。
- 併せて、学生等が活用しやすくするために、学部等に関する基本的な情報（所在地、授与される学位、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー等）を付記する。

「公表イメージ」

「新たな評価」データプラットフォーム

設置者 学校種 地域

評価結果 分野 用語検索

<検索結果>

大学名	学部	分野	設置者	学校種	地域	評価	評価年度	評価機関
〇〇大学	法学部	法学	国立	大学	〇〇県	<input type="checkbox"/>	20〇〇	A
△△大学	政治経済学部	法学 経済	私立	大学	△△県	<input type="checkbox"/>	20△△	B
××大学	法学部	法学	公立	大学	××県	<input type="checkbox"/>	20××	C

⋮

△△大学

政治経済学部 〇〇県△△市

評価結果 (評語を記載)
(評価機関: B)
(評価年度: 20△△)

評価の具体的な内容 (ポイント)
・〇〇〇〇…
・〇〇〇〇…
・〇〇〇〇…

政治学科: 学士 ()
養成する人材像
・〇〇〇〇…
ディプロマ・ポリシー
・〇〇〇〇…

経済学科: 学士 ()
養成する人材像
・〇〇〇〇…
ディプロマ・ポリシー
・〇〇〇〇…